

農地法第3条に係る申請書類一覧表（四万十町農業委員会）

(共通書類)

番号	書類の種類	該当事項・記載事項等
1	許可申請書	
2	登記事項証明書 (全部事項証明書)	農業委員会の受付日から3ヶ月以内のもの。
3	農業経営証明書	住所のある市町村の区域外にある農地等の権利取得をする場合に必要(基本的に、譲受人又は借人が居住する市町村の農業委員会が証明したもの。)
4	耕作計画書(様式6号)	耕作しようとする者の現在権利を取得している農地の耕作及び経営状況、申請農地の耕作計画(複数に渡る申請が同時にある場合は、まとめて記載すること。)、家族構成、農機具の保有状況、家畜の飼育状況、住居地から耕作地への通作距離・所要時間等について記載したもの。

(個別事項)

4	住民票抄本・戸籍の附票等	譲渡人(貸人)の現住所が移転等により土地の登記事項証明書の表示と異なる場合。
5	競売又は公売調書	競公売の場合。
6	定款・寄附行為の写し	権利を取得しようとする者が法人の場合。
7	組合員名簿又は株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が農地所有適格法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合。
8	賃貸借及び使用貸借契約書の写し	権利を取得しようとする者が、解除条件付貸借による個人・一般法人である場合。
9	その他の参考資料	必要に応じて、その他の書類を添付して頂く場合があります。

(注) 添付書類は、1部作成し、農業委員会へ提出するものとする。